監査公表第８号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、財政援助団体等監査の結果を下記のとおり公表する。

令和６年１２月９日

田原市監査委員　　河合　孝喜
田原市監査委員　　内藤　　浩

記

１　準拠した基準
田原市監査基準

２　監査の種類
財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

３　監査の対象
令和５年度及び令和６年度における田原市アルゼンチンアリ対策協議会の田原市アルゼンチンアリ対策事業補助金に係る出納及びその他の事務の執行

４　監査の着眼点
【所管課】
（１）補助金等の決定は法令等に適合しているか。
（２）補助金交付要綱は適正に整備されているか。
（３）財政援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
（４）補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。

（５）補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

（６）補助金等の条件の履行状況及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

（７）補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

（８）補助金等の受領団体の事務が市内部で行われている場合、その内容や理由は妥当か。

【補助金交付団体】

（１）現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

（２）会計処理上の責任体制は確立されているか。

（３）補助金に係る収支の会計経理は適正か。

（４）出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

（５）団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

（６）事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか。

（７）補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

（８）事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

５　監査の方法

所管課から提出された監査資料に基づき、証拠書類等を抽出で調査し、関係職員の説明を聴取するとともに質疑を行った。

６　監査の実施場所及び実施日

実施場所　３０１会議室

実 施 日　令和６年１０月２９日（火）

７　監査の結果

事務及び事業は、軽微な事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、監査執行過程で注意したため、記述を省略する。